



# 千葉労働動向

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)  
電話(鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 043(222) 7207 番  
96,4.23 No. 4382

## JRはスト処分を撤回し謝罪せよ!

### 90・3スト支配介入地労委命令 (詳報)

#### 九〇年三月繰上げストは、正当 JRから不当労働行為を一掃しよう

四月一八日付「日刊労働千葉 四三七九号」で速報のとおり、千葉地方労働委員会は、四月一六日、「九〇・3スト支配介入地労委」に関して労働千葉勝利の命令を交付した。

本件は、労働千葉が、九〇年三月一八日から二一日にかけて実施したストライキに対して、JRが、会社施設への立ち入りやフェンスを張って組合事務所への通行を妨害してストライキの実施を妨害し、さらに「違法ストライキ」呼ばわりして本部執行委員やスト参加者一四一名を出勤停止三〇日をはじめ減給戒告、訓告などの懲戒処分を行ったことが、正当なストライキへの支配介入であるとして救済申し立てを行っていたものである。

とくに、九〇年三月のストライキは、八七年四月の分割・民営化に際して新会社への採用を拒否された清算事業団労働者が、九〇年三月末で清算事業団から解雇されようとしていることから、労働委員会命令に従いJRへの採用を求めて行なった、全く正当なストライキであり、なら非難されるものではない。逆に、非難されるべきは、労働委員会命令を無視してJR採用を拒否し、正当なストライキを「違法」呼ばわりするJRなのである。

「繰上ストは違法」という会社主張を退ける

本件命令の内容は、以下のと

おりである。

繰上げストの正当性

①まず、三月一八日のスト一時間繰上げについては、

「(スト)前日から役員の出立りを拒否した会社の措置は、組合本部から組合員への指示伝達を困難にするものであり、清算事業団に配属された組合員の雇用期限を同月末に控えて、採用命令の履行を中心的課題の一つとして取り組んできた組合が、不当な介入と判断したとしてもやむを得ないと言うべきであり、予定ストに対する妨害と言わざるを得ない」繰上ストは、会社の措置に対抗して予定ストを繰り上げて実施したものと認められ、両スト(三月一九日から二一日のストと、一八日の繰上ストのこと)は一体をなすものであるから、争議権の濫用であるとの会社主張は採用できない」として、JR側の「繰上げストは違法」という主張を完全に退けている。

②また、ストライキの通告時期については、

「(労働総連合)争議行為の予告通知を中央労働委員会及び労働大臣に対して行なっているから法律上の義務は履行しており、組合と会社間で争議行為の予告に関する労働協約が締結されていない以上、会社に対して一定の時間的余裕をもって予告する義務があるとまでは言えないし、繰上ストにより利用客が一層迷惑を受けたり会社による代替乗務員手配等に混乱をきたしたことは推認できるが、それ

によりストライキの正当性が否定されることにはならない」と繰上げストが正当であることを認定しているのである。

③また、ストの態様について

「繰上ストの態様が、安全を脅かすものとして、違法とまで言うことはできない」として、ストの態様も正当であることを認定している。

スト処分は労働千葉弱体化を狙ったもの

II 処分の不当労働行為性について

①勤務取扱及び処分については、

「本部執行委員及び支部三役の指導責任を理由とする処分並びに単独参加組合員に対する処分については、繰上ストは正当な争議行為と認められるから、いづれも理由がない」として、出勤停止、減給、戒告、訓告などの懲戒処分が全く不当であることを認定している。

②スト破り乗務員及び対策員に対する、抗議・説得に際してのビデオ・写真撮影や発言については、

「ストライキ時の緊張状態のなかでその実効性を確保するために行われた一環と認められ、妨害行為により代替乗務員の乗務を妨げたわけでもないから、いづれも正当な争議行為の範囲を逸脱するものとは言えず、処分の対象とすることはできない」として、デタラメな処分であったことを認定している。

③その上で「繰上ストが違法であるとの前提で行った本件勤務取扱及び本件処分にはいづれも理由がなく、申立人の弱体化を企図した支配介入であり、

不当労働行為であるとともに、本件処分は、申立人を嫌悪する会社が繰上ストを違法な争議行為と決めつけ、その報復として八九年十二月スト時及び九〇年一月スト時の労働千葉組合員の行為に対する処分と合わせて行ったものといわざるを得ず、同組合員に対する不利益取扱であり、不当労働行為である」と決定付けているのである。

津田沼のフェンス設置は、組合への支配介入

III 会社によるストライキ対策の不当労働行為性について

①津田沼支部組合事務所前のフェンス設置については、

「対策員が勤務を終了した組合員の事務所への立ち入りを実力で阻止したことからすると、フェンスは、対策員による役員と組合員の接触阻止を容易にするため設置したのと言わざるを得ない。これらの行為は、いづれも正当な争議行為に対する妨害として組合運営に対する支配介入であり、不当労働行為である」として、組合側の主張を全面的に認定している。総じて、労働千葉を嫌悪しての会社側の不当なストライキへの支配介入であり、組合員への不利益取扱いであることが全面的に認定されているのである。

会社は、本件命令の交付を受けて、直ちに命令を履行して処分を撤回し、労働千葉及び組合員に謝罪せよ。JR-JR総連一体となった全ての不当労働行為をやめ、この間公布されている全ての命令を履行せよ。

全ての組合員のみならず！ JRから不当労働行為を一掃するために、職場での闘いを全力で推し進めよう！